

第6章 多様な生徒の学びを支える新たな仕組みについて

6-1 はじめに

これまで、広島みらい創生高等学校を例にしながら、定時制の課程、通信制の課程の魅力を紹介するとともに、高等学校の課程・学科の違い、単位認定の仕組み、卒業要件など、様々な高等学校の情報を提供していきました。

定時制の課程、通信制の課程の高等学校には、全日制の課程の高等学校にはない、多様な生徒を支える仕組みがあることをお分かりいただけたのではないかと思います。

しかし、そのような様々な仕組みを持ちながら、解決できない課題があります。

この章では、その課題の解決策について私なりの考えを説明していきます。

6－2 解決できない課題

これまでに定時制の課程・通信制の課程の高等学校には、生徒の学びをフレキシブルに支えていく様々な仕組みがあることを、広島みらい創生高等学校を例にしながら説明してきました。

しかし、そのような様々な仕組みを持ちながら、解決できない課題があります。それは、他の高等学校から転学してくる生徒です。

第3章（3－4）でも説明したとおり、広島県では、全日制・定時制の課程の高等学校から全日制・定時制の課程の公立高等学校へ転学しようとする場合は、「原則、保護者の転勤等に伴う転居等一家転住者であり、一家転住により、現在通学している高等学校（国公立・私立は問いません。）に物理的に通学できなくなった場合」（広島県教育委員会他『令和7年度用 広島県の公立高等学校へ転入学を希望する生徒・保護者の皆様へ』）という要件を満たさなければなりません。つまり、福山市から広島市へ一家転住しなければならないなどの事情がなければ、全日制・定時制の課程の高等学校への転学はできないということです。

転学を考えなければならない生徒の中には、現在在籍している学校でのちょっとした人間関係が原因であることもあります。このような場合は、近隣の高等学校へ転学することで、学校へ登校できるようになるかもしれません、現在の制度ではそれは難しいといえます。

広島県で、現在在籍している全日制・定時制の課程の高等学校から近隣の公立高等学校への転学が唯一認められているのが通信制の課程の高等学校への転学です。広島県には、2025（令和7）年4月現在、通信制の課程をもつ公立高等学校としては、第5章（5－2）でも説明したように福山市にある通信制の課程の単独校の東高等学校と定時制の課程との併設校である広島みらい創生高等学校の2校しかありません。

いずれにしても、全日制・定時制の課程の高等学校から近隣の公立高等学校へ転学しようとしたら、現在の制度では通信制の課程の高等学校への転学しかできないということになります。どうしても全日制・定時制の課程の公立高等学校に転学したいということになれば、現在在籍している高等学校を退学して、編入学試験を受けるか、自分より年齢が下の中学生と一緒に入学者選抜を受けるしかありません。

その場合は、退学という履歴が残ってしまうのと、試験を受けたからといって必ずしも合格できるとも限らないので、最悪の場合、どこの学校にも合格できずに浪人ということになるかもしれません。

6－3 課題解決に向けた取組の現状

このように通信制の課程の高等学校へ転学してくる生徒の中には、本当は自分が入学した学校で、友人と一緒に卒業したかったが、それができなくなってしまったから、せめて同時期に卒業したいと思って、やむを得ず通信制の課程の高等学校へ転学してくるという生徒もいます。

そのような生徒の思いに何とか応えることができるよう、広島みらい創生高等学校や東高等学校では、様々な学びの仕組みをつくって生徒の学習支援を行っています。しかし、それらは「転学」という前提で成り立つもので、「転学」してこなければどれも役に立たないものばかりです。

それでは、学校へ行こうと思っても行けないというこのような生徒に対して、現在、国はどのような施策を取っているのでしょうか？

文部科学省は、2023（令和5）年3月に取りまとめた「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）において、特別の教育課程を編成して教育を実施できる「不登校特例校（令和5年8月の通知で「学びの多様化学校」へ名称変更）を、早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には分教室も含め300校の設置を目指すとしました。

この「学びの多様化学校（不登校特例校）」というのは、文部科学大臣の指定を受ければ、高等学校の場合、全日制の課程及び定時制の課程の高等学校において、不登校の生徒を対象として「通信の方法を用いた教育により単位認定を行うこと」を、36単位を上限として認められた学校のことです。

2025（令和7）年11月現在、この指定を受けている学校は全国で59校（小中一貫校は1校分としてカウント）ありますが、そのほとんどが小・中学校で、高等学校で指定を受けているのは11校（鹿児島城西高等学校、NHK学園高等学校、星槎高等学校、生野学園高等学校、精華高等学校、岡山県美作高等学校、星槎国際高等学校、秋田修英高等学校、福岡海星女子学院高等学校、福岡県立小郡高等学校、慶成高等学校）しかありません。

このうち、高等学校の中で一番早く学びの多様化学校の指定を受けたのは私立の全日制の課程の鹿児島城西高等学校です。2006（平成18）年に指定を受けたこの学校では、普通科の中に「ドリームコース」を設け、不登校状態がそれぞれ異なる個々の生徒にきめ細かな教育を提供できるよう取組を進めています。

また、福岡県立小郡高等学校は、2025（令和7）年度に全国の公立高等学校で初めて学びの多様化学校に指定されました。この学校では、普通科の中に「みらい創造コース」を設け、1クラス20名程度の少人数学級編制を行い、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）を配置するなど、教育相談体制を充実させています。

しかし、このような取組も生徒がその学校へ在籍しないと特例を受けることができないので、「今の学校で友人たちと卒業したい」という生徒の切実な思いに応えることはできません。

6－4 課題解決に向けた新しい取組のはじまり

それでは、現在在籍している学校で受けることができる（転学しなくても済む）支援はないのでしょうか？

このことに関して、2023（令和5）年8月31日に「中央教育審議会初等中等教育分科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」の中に設けられていた「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」が「中間まとめ」を公表しました。

このワーキンググループは、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、これからの高等学校教育の在り方について検討してきましたが、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて、次のような提言をしています。

- ①不登校生徒が自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講することや、現行制度では、文部科学大臣による学びの多様化学校（不登校特例校）としての指定を受けることで活用できるオンデマンド型の通信教育について、指定を受けなくても合計36単位の範囲内において可能とするための制度改正を行うこと。
- ②多くの学校において慣例として定められている授業時数の3分の2以上の出席などの要件を生徒が満たせなかった場合でも、学校が一人一人の実情に応じて柔軟に履修・修得を認めるように促すこと。
- ③ＩＣＴやオンラインなどの効果的な支援を進めていくために、体制・環境整備に向けた支援を行うとともに、モデルとなる優良事例を創出・発信すること。
- ④学びの多様化学校（不登校特例校）の設置が進むよう、設置者による申請の簡略化を促進すること。
- ⑤教育支援センターの機能強化や、学校内で安心して学ぶことのできる校内教育支援センターの設置を促進すること。
- ⑥中学校段階で不登校経験を有する生徒が、安心して高等学校に進学できるよう、自宅等での学習成果の成績への反映を促す制度改正や高等学校入学者選抜において、在籍する学校における出席の状況のみをもって不利益な扱いをしないよう実施者に配慮を促すこと。

そしてこの「中間まとめ」を受け、2023（令和5）年12月28日に「学校教育法施行規則」の一部が改正され、次のようなことができるようになりました（令和6年2月13日「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」による）。

- ①全日制・定時制の課程の不登校生徒が自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講すること
- ②全日制・定時制の課程において、学びの多様化学校としての指定を受けないでも通信教育を利用できること
- ③不登校生徒が遠隔授業及び通信教育により修得する単位数は合計で36単位までとすること

また、通知の中では、「多くの高等学校の教務規程等において、慣例として、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課している」ことについて、「遠隔授業や通信教育、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得を認めることが望まれる」としています。

6－5 新しい学びのスタイル 10

このように、2023（令和5）年の「学校教育法施行規則」の一部改正により、不登校生徒が現在在籍している学校で受けることができる（転学しなくても済む）支援が充実していくことが期待されます。

しかし、これらは、高等学校長や管理機関（教育委員会など）の判断に任せられており、必ず実行しなくてはならないというものではありません。

全日制や定時制の課程の高等学校において、通信教育を実施するとなると、その質の保証や教員の負担が増えることも予想されます。

その他の方策はないのでしょうか？

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」の「中間まとめ」では、これら以外にもいくつかの提言を行っていますが、第2章の「学校間連携による単位認定」（2－3）の制度の活用についても提言しています。

「学校間連携による単位認定」の制度は、2025（令和7）年4月時点で、広島県の全日制の課程の公立高等学校でこの制度を自校の単位を認定する制度として活用している学校はありませんが、他県では、何らかの理由で、長期欠席が見込まれる生徒への支援策の一つとして、この制度を活用して成果を上げているところもあります。

「学校教育法施行規則」の一部改正で可能となった通信教育の活用を全日制の課程・定時制の課程ではじめた場合、それぞれの学校ごとに生徒の実情に応じた指導・支援が可能となることやオンデマンド型での学習が可能になるという点ではメリットが大きいといえますが、その学校で、通信教育に適した指導・支援のノウハウがないと、教員の負担が増大し、全体的に教育の質が低下するかもしれません。

これを「学校間連携による単位認定」の制度の活用で考えると、全日制の課程・定時制の課程の高等学校の生徒・教員だけではなく、連携先の通信制の課程の高等学校の生徒・教員にも大きなメリットが生まれます。

学校間で連携することにより、全日制の課程・定時制の課程の生徒は、通信制の課程の高等学校の教員から通信教育に適した内容・方法で指導・支援を受けることができるとともに、全日制の課程・定時制の課程の教員は、通信教育にかかる負担を軽減することができるというのも大きなメリットでしょう。

それでは、通信制の課程の生徒・教員にメリットはあるのでしょうか？

「学校間連携による単位認定」の制度は、全日制の課程・定時制の課程の生徒が通信制の課程の授業を受ける場合だけではなく、その逆の場合にも適用されます。

通信制の課程の高等学校に通いながら、大学等へ進学したいという生徒は少なからずいます。大学等へ進学するためには、一定程度の学力が必要となります。しかし、通信制の課程の高等学校には、進学等に対応した発展的な学習ができる科目があまり多くはないということについては第5章（5－6）でも述べたところです。

広島みらい創生高等学校については、通信教育コースに在籍する生徒で、大学等への進学のために発展的な学習を希望する生徒は、「定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定」の制度を活用して、通信教育コースにはない発展的な科目が多く開設されている平日登校コースの授業を受けることができます。

しかし、それらの科目を全日制の課程のいわゆる進学校で受けることができれば、当該生徒にとって刺激となることは間違ひありません。広島みらい創生高等学校で受

けたい生徒はそうすればよいでしょうし、武者修行のつもりで、全日制の課程のいわゆる進学校で受けようとすればそれもできるというのは魅力的でしょう。

また、日曜日は、これまでどおり広島みらい創生高等学校の通信教育コースで学習を進めるが、月曜日から金曜日は、自宅からの通学に便利な近隣の全日制の高等学校で特定の科目のみを学習したいという生徒のニーズもあるかもしれません。

そのように考えれば、このネットワークは、全日制・定時制の課程の生徒のみにメリットがあるのでなく、通信制の課程の生徒にも大きなメリットとなります。

通信制の課程の教員についても、発展的な学習にかかる指導・支援を全日制の課程・定時制の課程の高等学校の教員とともにに行うことができれば、その負担は確実に軽減されるに違いありません。

そのためには、全日制・定時制の課程の高等学校と通信制の課程の高等学校がネットワークで結びつくことが必要です。高等学校が相互に協力しながら、それぞれの高等学校へ入学した生徒を、それぞれの学校・課程という枠組みを超えて全体で支援していくというパラダイムシフトです。

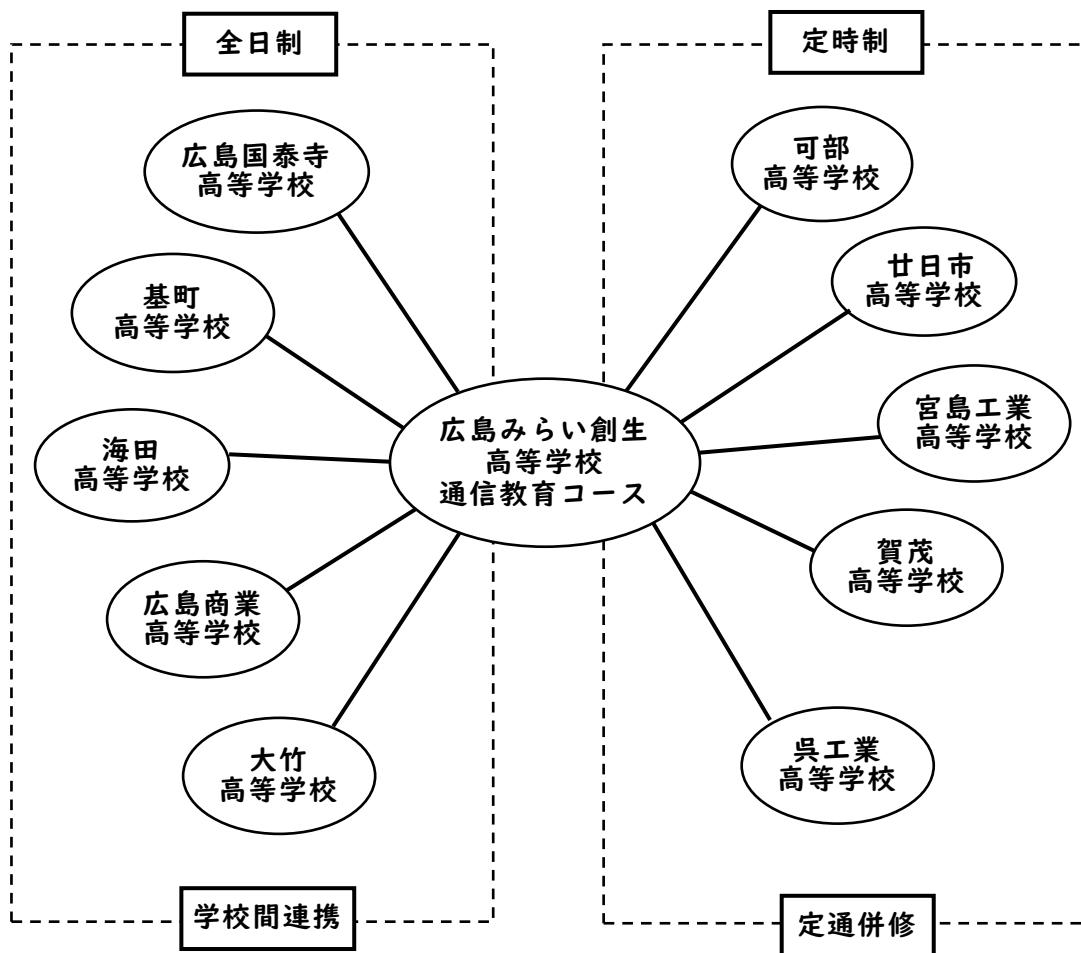
ただし、この制度で単位認定できるのは 36 単位まで、万能ではありませんが、強力な生徒支援策となるのは間違ひありません。

ちょっとしたきっかけで学校に行けなくなり、結果として転学や中途退学となってしまっているのは生徒個人の資質や性格などに問題があるからではありません。そのことは、前籍校で学校に行けなくなり、通信制の課程の高等学校（広島みらい創生高等学校や東高等学校）に転学してきた生徒たちがしっかりと学習を進め、卒業している事実から間違ひありません。

「はじめに」でも述べましたが、高等学校の年間の不登校生徒数 67,782 人（令和 6 年度）という数字は、それぞれの高等学校が単独で多様な生徒を支援するということはもはや限界にきていて、彼ら・彼女たちの希望に応えることができない状況にきていることを示しているのではないでしょうか。

広島みらい創生高等学校など通信制の課程の高等学校は、中学校時代にあまり登校できなかったけれどもう一度学び直したい、やり直したいという生徒には、希望を与えることができる学校ですが、高等学校に入学して登校できなくなってしまったという生徒に対しても、転学することなく自校で学習を進めることができるという希望を与える学校となれるよう、これからも新しい学びのスタイルをつくっていってほしいと思っています。

通信教育を活用して多様な生徒の学びを支える
ネットワークの仕組みのイメージ



※全日制の課程の高等学校もすべて広島みらい創生高等学校型の定時制の課程の高等学校になれば、学校間連携の上限 36 単位という枠もなくせる。